

令和元年度  
第4回高松市農業委員会定例総会  
議 事 録

令和元年7月10日開会

高松市農業委員会

令和元年度第4回高松市農業委員会定例総会議事録

開催日時 令和元年7月10日（水）午後2時開会

開催場所 高松市役所第32会議室

出席委員 21人

- 1番 三笠 輝彦（会長）
- 2番 真鍋 俊二
- 3番 佐竹 博巳
- 4番 佃 俊子
- 5番 上砂 正義
- 6番 太田 政美
- 7番 高砂 清一（会長職務代理者第2）
- 9番 森口 憲司
- 10番 三好 義光
- 11番 赤松 貞廣
- 12番 谷口 勝幸
- 13番 橋本 修
- 15番 富本 正樹
- 16番 妹尾 嘉起
- 17番 花澤 均
- 18番 原田 和幸
- 19番 兔子尾紀夫（会長職務代理者第1）
- 20番 森 吉朝
- 21番 宮武 正明
- 22番 橋田 行子
- 24番 古川 浩平

欠席委員 3人

- 8番 横井 豊
- 14番 佃 光廣
- 23番 神内 茂樹

農業委員会事務局出席者

- 事務局 長
- 兼農政課長 川西 好春
- 農政課長補佐 西谷 茂浩
- 農地係長 多田 利浩
- 農政管理係長 浮田 政宏
- 主 査 藤澤 英宣
- 主任技師 河合 良治
- 主任主事 三好 順子

## 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について  
イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
（特別議案）
- 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
（一般議案）
- 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について
- 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
（特別議案）
- 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
（一般議案）
- 議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について
- 議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第10号 競売買受適格証明願について
- 議案第11号 非農地証明願について
- 議案第12号 みどり豊かであるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による  
開発計画に対する意見について
- 議案第13号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見について
- 報 告1 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について
- 報 告2 農業相談会の開催及び令和元年度農地の利用状況調査について

**議 長(会長)** ただ今から令和元年度第4回高松市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の出席委員は24人中21人で、定例総会は成立しております。

なお、横井委員、佃光廣委員、神内委員から欠席との連絡を受けております。

それではまず、日程第1 議事録署名委員の指名であります。私から指名することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が有りませんので、議事録署名委員は4番佃俊子委員及び5番上砂委員の御兩名を指名いたします。

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ 使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**三好主任主事** 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申しあげます。

議案書1ページをお開きください。

1番は、賃貸人が自ら耕作するため残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は金銭です。

2番・3番は、借入人の健康上の理由により農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

4番は、賃貸人が11月から香川県農地機構を介した利用権を設定するため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

5番は、第三者が転用するため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請使用貸借12番のとおりです。

6番は、賃貸人が自ら耕作するため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

議案書2ページをお開きください。

7番は、契約期間満了のため農地法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。非農地証明願4番に関連しています。

8番は、賃貸人が小作人の子へ譲渡するため残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。譲渡の内容については、農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権12番のとおりです。

9番は、賃貸人が転用する予定のため農地法による賃貸借契約を合意解約したもので、

離作補償は有りません。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申しあげます。

議案書3ページをお開きください。

1番は、貸人が貸付先を変更するため返還を受けたものです。

2番は、借人が健康上の理由により返還したものです。

3番は、貸人が貸付先を変更するため返還を受けたものです。

4番・5番は、貸人が貸付先を変更するため香川県農地機構を介した貸借について返還を受けたものです。

6番は、貸人が自ら耕作するため返還を受けたものです。

以上、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について9件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について6件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

まず、現地調査の概要を調査委員の兔子尾委員より報告をお願いいたします。

**兔子尾委員** 今回の特別現地調査委員は、佃俊子委員、上砂委員と私の3名で本日午前中に現地調査を実施しました。

内容につきましては、現地調査委員を代表して佃俊子委員から報告をお願いします。

**佃俊子委員** 現地調査委員の佃です。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案について説明申しあげます。

それでは、別紙の4条特別議案書を御覧ください。

1番の申請地は、高松市立多肥小学校東200メートルに在り、発電出力350キロワット、パネル1枚の面積約1.63平方メートルを1,176枚、23基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、自宅から120メートルと近く設備の維持管理も容易であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、平成31年3月22日付けで再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系に係る契約も同年1月18日に締結

されており、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2番の申請地は、高松市立古高松南小学校南400メートルに在り、発電出力300キロワット、パネル1枚の面積約1.63平方メートルを1,092枚、16基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、自宅から100メートルと近く設備の維持管理も容易であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、平成31年3月28日付けで再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系に係る契約も同年1月22日に締結されており、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案2件であります。

許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、審議いただきますよう、よろしく申し上げます。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第2号については、許可することに決定いたしました。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**河合主任技師** 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申し上げます。

議案書4ページをお開きください。

1番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和47年ごろに建築済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

2番は、3階建1棟の共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適切であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路が402平方メートル有ります。

3番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適切であると考えます。

一般基準については、平成3年ごろに納屋を建築済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が433.92平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

4番は、2階建2棟の共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適切であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。用途廃止し併用する水路が1.56平方メートル有ります。

5番は、2階建1棟の共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適切であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が185.88平方メートル有ります。

7番は、2階建1棟の共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適切であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が54.89平方メートル有ります。

8番は、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用

理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成12年1月に造成済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

9番は、農家住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、住宅を建築するため既存住宅の敷地を拡張したもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和56年ごろに建築済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が325.81平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

議案書5ページをお開きください。

10番は、貸事務所用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は市道に面し交通の利便性が良く、警備会社から借入申込みがあったもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

11番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が104.80平方メートルあります。

12番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が310平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

13番は、2階建1棟の共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が133.37平方



メートル有ります。農地法第5条第1項の規定による許可申請使用貸借2番と一体利用するものです。

14番は、貸事務所用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

15番は、2階建1棟の共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は主要地方道塩江・屋島西線に近く交通の利便性が良く、周辺は宅地化が進んだ住環境の良い地域であり入居需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が92.40平方メートル有ります。

16番も、2階建1棟の共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は15番同様主要地方道塩江・屋島西線に近く交通の利便性が良く、周辺は宅地化が進んだ住環境の良い地域であり入居需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が67.40平方メートル有ります。

17番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、住宅を建築する際宅地を拡張したもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成5年6月に造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が352.36平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

19番は、公園用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、道路収用残地として耕作の利便性が低下したため地域の憩いの場として利用するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関

係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

20番は、農家住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、住宅を建築するため既存住宅の敷地を拡張したもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成5年12月に建築済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が564.32平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

議案書6ページをお開きください。

21番は、納屋用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、農業経営施設であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

22番は、農家住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、住宅を建築するため既存住宅の敷地を拡張したもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和56年ごろに建築済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が330.23平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

23番は、非農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和59年7月に建築済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が602.44平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

24番は、2階建2棟の貸住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和47年12月に建築済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

25番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用

理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和62年11月に造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

26番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、農業用倉庫を建築する際宅地を拡張したもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成2年4月に建築済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が772.84平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

27番は、発電出力200キロワット、パネル1枚の面積約1.23平方メートルを744枚、8基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は自宅から遠距離にあり耕作が不便であるため、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、平成31年3月26日付けで再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

28番は、非農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、住宅を建築する際宅地を拡張したもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和46年ごろに造成済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が106.78平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

29番は、農家住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、土地改良事業の施行区域内にある第1種農地と第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、5戸以上の家屋の敷地が概ね50メートル以内の距離で連たん集合している区域内で、第1種農地の不許可の例外、「住宅で集落に接続して設置されるもの」に該当し、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和52年ごろに造成・建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が547平方メ

一トール有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

30番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成7年ごろに造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

31番は、水路の泥揚場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和48年ごろに造成済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

議案書7ページをお開きください。

32番は、非農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、住宅を建築する際宅地を拡張したもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成15年ごろに造成済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が332.44平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

33番の転用者は、訪問介護事業等を営んでいる息子の会社が事業の拡大に伴い、会社駐車場が手狭になり駐車場不足を解消するため会社への露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は会社事務所から近く、高松市道に面し車両の出入りも容易であり利便性も良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

34番は、香川県の河川改修用地として宅地が収用されることとなり、新たな農家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、高松市道に面し交通の利便性が良く、周辺は宅地化が進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成20年ごろに造成済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

35番は、農家住宅拡張及び進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、住宅を建築するため既存住宅の敷地を拡張するとともに進入路を確保するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成21年ごろに造成・建築済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が690.56平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

以上、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について33件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。――御発言が無いようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます

**藤澤主査** 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について御説明申しあげます。

議案書8ページを御覧ください。

1番は、令和元年5月20日付けで賃借権の設定により店舗に隣接した露天駐車場用地として転用許可申請をしていましたが、転用計画の変更により許可申請の取下願があったものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請賃借権10番に関連しています。

以上、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。――御発言が無いようでありますので、議案第4号については受理することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第4号については受理することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請につ

いてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**藤澤主査** 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について御説明申し上げます。

議案書9ページをお開きください。

1番は、平成31年3月4日付けで2階建9棟の分譲住宅用地として許可を受けていましたが、転用区域の拡張に伴い工事完了日を令和4年8月15日まで延長するため事業計画変更申請をするものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権3番に関連しています。

2番は、令和元年5月14日付けで2階建2棟の分譲住宅用地として許可を受けていましたが、狭小な隣接農地を転用区域に含め利用することから事業計画変更申請をするものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権6番及び同法第3条第1項の規定による許可の取消願1番に関連しています。

3番は、平成27年8月13日付けで障害者自立支援施設用地として許可を受けていましたが、利用希望者の増加から施設規模を拡大し、当初の計画より建物面積を増やすことから事業計画変更申請をするものです。

4番は、平成28年5月6日付けで2階建9棟の分譲住宅用地として許可を受けていましたが、5区画が当初計画していた工事完了期間に事業完了できなかったことから、工事完了日を令和4年3月31日まで延長するため事業計画変更申請をするものです。

5番も、平成24年10月5日付けで2階建10棟の分譲住宅用地として許可を受け、27年11月10日に許可後の事業計画変更承認により工事期間を延長していましたが、2区画が変更計画後の工事期間内に事業完了することができなかったことから、工事完了日を令和3年10月9日まで再延長するため事業計画変更申請をするものです。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について5件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。――御発言が無いようでありますので、議案第5号については承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第5号については承認することに決定いたしました。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

まず、現地調査の概要を、調査委員の兔子尾委員より報告をお願いいたします。

**兔子尾委員** 現地調査委員の兔子尾です。

今回の農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案のうち、所有権の1番及び2番は、香川県農業会議の常設審議委員会の現地確認調査を実施しています。

内容につきましては、4条特別議案に引き続き佃俊子委員から報告をお願いします。

**佃俊子委員** 現地調査委員の佃です。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案の所有権について説明申しあげます。

別紙の5条特別議案書を御覧ください。

1番の申請地は、高松市三谷出張所北西500メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道三木・国分寺線及び中徳・三谷・高松線に500メートルと近く交通の利便性が良く、転用者が開発分譲中の住宅団地に接続し開発道路等が利用でき事業効率が良く、周辺は分譲住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2番の申請地は、高松市立十河小学校北西1.2キロメートルに在り、各種電線の製造販売及び加工等を営む転用者が、今年3月に既存従業員用駐車場の一部に倉庫を建築したことから、60台ほどの駐車場不足が生じたため新たな露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存駐車場の南隣で高松市道に面し車両の出入りが容易であり利便性も良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2ページをお開きください。続きまして賃借権について説明します。

1番の申請地は、高松市立川添小学校北1キロメートルに在り、自動車販売業等を営む転用者が、中古車販売事業を強化するため80台ほど展示可能な新たな露天車両置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は既存車両置場北側に隣接し利便性が良く、周辺には他社の自動車販売店が多数あり購入需要及び販売の相乗効果が見込まれることから、転用理由と農地区分については

適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が3,592.45平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

以上、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案所有権2件、賃借権1件であります。許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、審議いただきますよう、よろしくをお願いします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。――御発言が無いようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに決定いたしました。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**藤澤主査** 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について、まず、所有権移転の案件について御説明申しあげます。

議案書10ページをお開きください。

1番は、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路が348平方メートル有ります。

2番は、貸住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成7年12月に造成済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が263.11平方メートル有ります。併せて無断転



用の解消を図るものです。

3番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は教育施設及び医療施設等が整備され、分譲住宅、共同住宅で宅地化の進んだ住環境の良い地域であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請1番に関連しています。

4番も、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市道に面し、北側に面した県道太田上町・志度線への交通の利便性が良く、周辺は教育施設、医療施設及び商業施設が整備され、分譲住宅で宅地化の進んだ住環境の良い地域であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が110.51平方メートル有ります。

6番は、分譲住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、転用者が開発している分譲住宅用地に隣接した狭小農地で、開発道路と分譲住宅地に挟まれ耕作することが困難であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請2番及び同法第3条第1項の規定による許可の取消願1番に関連しています。

7番は、共同住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地

は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が871.87平方メートル有ります。

議案書11ページをお開きください。

8番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側及び西側が市道に面し主要地方道高松・長尾・大内線への交通の利便性が良く、周辺は商業施設が整備され分譲住宅等で宅地化の進んだ住環境の良い地域であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

9番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、三方が市道に面し交通の利便性が良く、周辺は大規模な分譲住宅団地で宅地化の進んだ住環境の良い地域であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

10番は、自動車修理・販売業を営む転用者が近年、受注が増え既存の整備工場だけでは手狭となっていることから、新たな工場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存工場敷地を拡張し新たな工場を建築するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成19年ごろに造成済みですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地等が132.52平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

11番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、併用する宅地を介して南側が市道に面し、周辺は分譲住宅で宅地化の進んだ閑静で住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が802.46平方メートル有ります。

12番は、内科医院の駐車場が慢性的に不足していることから、新たな露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道を挟み医院の南側で、交通の利便性が良く利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地等が134.42平方メートルあります。

13番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側及び西側が市道に面し県道塩江・屋島西線へのアクセスも良く、周辺は分譲住宅で宅地化の進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が0.46平方メートルあります。

14番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

15番は、土木建設業を営む法人の役員が転用者となり、近年の事業量増加により資材が増えたことに伴い会社敷地内の資材置場が手狭となっていることから、新たな露天貸資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が市道に面し、会社からも近く利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、本来であれば、使用する法人が転用者となるべきところですが、法人の資金面の関係から役員個人が取得し法人へ貸し付けるものです。

16番は、現在、借家住まいで、家財道具が増え住居が手狭となっていることから、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道八栗・原線に面し交通の利便が良く実家にも近いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

17番は、薬局を経営している転用者が既存敷地内での来客及び従業員の駐車場が手狭であることから、新たな露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存施設を拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が322.25平方メートル有ります。

議案書12ページを御覧ください。

18番は、電気製品の製造及び販売を営む転用者が高松支店と市外にある営業所を統合することになり、既存の事務所も手狭であることから、新たに事務所用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道高松・長尾・大内線沿いで交通の利便性が良く利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

19番は、自営で塗装業を営む転用者が自宅兼事務所内での資材の保管場所が手狭となっていることから、新たな倉庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

21番は、土木工事業を営む法人の役員が転用者となり、近年の事業量増加により資材が増え、隣接地を露天貸資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存施設の拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が614.34平方メートル有ります。

なお、本来であれば、使用する法人が転用者となるべきところですが、法人の資金面

の関係から役員個人が取得し法人へ貸し付けるものです。

22番は、駐車場及び物置敷地の拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成29年11月に造成・建築済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が70.81平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

議案書13ページをお開きください。

23番は、機械器具設置工事業を営む転用者が近年の事業量増加により、保有車両及び資材が増え既存事務所敷地が手狭となっていることから、新たな露天資材置場・駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存の倉庫敷地の隣接地を転用するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が299.76平方メートル有ります。

24番は、建築工事の設計業を営む転用者が保有車両や資材の増加により露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が市道に面し大型車両の往来もでき利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成16年12月に一部造成済みですが、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

25番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道円座・香南線沿いで交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅で宅地化の進んだ住環境の良い地域であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が320.31平方メートル有ります。

26番は、土木建築業を営む転用者が既存の資材置場が代表者自宅と隣接しており、来客用及び従業員用の駐車場と併用していることから手狭で、新たな資材置場用地として

転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が琴電の線路に、東側が宅地に囲まれた不整形で耕作するには困難な農地であることと、転用者の事務所から近く利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和42年ごろに造成済みですが、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が55.13平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

27番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が市道に面し交通の利便性が良く、関連会社が開発した分譲地と隣接しており需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

28番は、不動産業を営む転用者が工事受注の増加により既存の資材置場が手狭で、露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が市道に面し大型車両の往来も容易で利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

29番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が市道に面し幹線道路へのアクセスも良く、転用者が開発した分譲住宅団地に隣接して開発するもので、周辺は分譲住宅で宅地化の進んだ閑静で住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

30番は、肥料製造業を営む転用者が資材の増加により既存施設が手狭となったことから、露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が市道に面し車両の往来が容易であり、既存の資材置場と近接し利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関

係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書14ページを御覧ください。

31番の転用者は、歯科医師で新規開業する医院用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側及び東側が市道に面しJRの駅からも近く、周辺は教育施設及び商業施設が整備され、分譲住宅で宅地化の進んだ地域でもあり来院客が十分見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

32番は、借家住まいで契約更新時期となった転用者が非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が市道に面し県道高松・坂出線への接続も良く、周辺は公共施設も整備され分譲住宅で宅地化の進んだ住環境の良い地域であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、敷地の面積が500平方メートルを超えておりますが、残る農地が耕作し難い狭小農地となるため過少残地扱いとするもので、土地利用率についても30パーセント以上であることから問題ないと考えます。

33番は、農地へ進入するための進入路拡幅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、農地への進入路拡幅であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和60年6月に造成済みですが、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

34番は、旅客自動車運送業を営む転用者が事業量増加により資材置場、大型バス置場が必要となったことから、新たな露天資材置場、車両置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道綾川・国分寺線沿いで大型バスの出入りも容易で、事務所からも近く利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が38.82平

方メートル有ります。

続きまして、賃借権による転用申請を御説明申しあげます。

議案書15ページを御覧ください。

1番は、小児科医師が新規開業する医院用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、1番の隣接地で、薬局の経営をしている転用者が新たな薬局用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、不動産の賃貸業を営んでいる転用者が自社近くで看板を設置するために広告塔用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、鉄鋼業を営んでいる転用者が事業規模の拡大に伴い、代表者個人の所有地の一部を従業員や来客用の駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が市道に隣接し交通の利便性が良く、事務所からも近く利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が90平方メートル有ります。

5番は、自動車及び自動車部品販売業を営んでいる転用者が駐車場が手狭となっているため、新たな露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側及び南側が市道に隣接し車両の出入りが容易で、北側が水路を挟んで既存の駐車場と隣接し利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地



は無く、被害防除措置も適切であると考えます

7番は、土木工事業を営んでいる転用者が受注した公共工事の施工に際し、工事期間中の仮設露天資材置場用地として、令和元年8月1日から令和2年1月31日までの間一時転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が市道に面し、工事現場からも近く利用がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、工事完了後の農地復元の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書16ページを御覧ください。

8番は、食料品製造販売業を営んでいる転用者が既存従業員用駐車場が手狭となっているため、新たに露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、店舗からも近く利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます

9番は、造園工事業を営んでいる転用者が既存の資材置場が手狭となっているため、新たな資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が市道に面し支障なく大型トラックの出入りができ、会社からも比較的近く利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成20年ごろに造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用墓地が79平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

10番は、自動車販売業を営む転用者が展示及び修理車両の保管並びに従業員用の駐車場が手狭となり、新たな露天駐車場拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存の駐車場と隣接し利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が2,548平方メートルあります。農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願1番に関連しています。

続きまして、使用貸借による転用申請を御説明申し上げます。

議案書17ページをお開きください。

1番は、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が市道に面し交通の利便性が良く、実家と隣接し親の面倒も見られ農業の手伝いもできることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成5年ごろに一部建築済みですが、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が32.77平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

2番は、母所有の農地を借り受けて共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が133.37平方メートル有ります。農地法第4条第1項の規定による許可申請13番に関連していません。

3番は、2番と同じ転用者が母所有の農地を借り受けて露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が191.27平方メートル有ります。

4番は、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市道に面し交通の利便性が良く、実家から近く農業の手伝いもできることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、介護を必要とする親族の居宅と進入路を挟んで近接して転用するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は

所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が93平方メートル有ります。農地法第3条第1項の規定による許可申請使用貸借1番に関連していません。

6番は、既存の駐車場が手狭で、また、新たに建設する施設に駐車場が必要となることから、隣接する農地を借り受けて特別養護老人ホームを営む転用者が露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道に面し交通の利便性が良く、施設にも市道を挟み隣接し利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

7番は、農業機械の保管場所が手狭となっており、新たな農業用倉庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が市道に面し大型農業機械の搬入が容易で、自宅及び農地に隣接し利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

8番は、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が市道に面し交通の利便性が良く、南側には実家と近接し親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書18ページを御覧ください。

9番も、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が市道に面し交通の利便性が良く、周辺は公共施設も整備され実家に近接していることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

10番も、現在、借家住まいで子の成長に伴い手狭となったことから、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西

側が市道に面し交通の利便性が良く、実家にも近く農業の手伝いをしながら親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、敷地の面積が500平方メートルを超えておりますが、南側敷地の一部を奥側にある農地への進入路として利用するため、この進入路面積を除いた有効利用敷地面積は498平方メートルとなっており、土地利用率についても30パーセント以上であることから問題はないと考えます。

11番は、土木建築業を営む転用者が既存の資材置場が手狭となったため露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、国道193号線に面し工事車両の出入りが容易で、会社からも近く利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

12番は、塗装工事業を営む転用者が役員の農地を借り受けて事務所用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道千疋・高松線沿いで交通の利便性が良く、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第18条第6項の規定による通知5番に関連しています。

13番は、現在、借家住まいで子の成長に伴い手狭となったことから、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が市道に面し交通の利便性が良く、実家にも近く親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第3条第1項の規定による許可申請使用貸借3番に関連しています。

14番も、現在、借家住まいで子の成長に伴い手狭となったことから、祖父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南

側が市道に面し交通の利便性が良く、実家にも近く親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

15番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家にも隣接し、農業の手伝いをしながら親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

16番は、現在、実家住まいで子の成長に伴い手狭となったことから、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市道に面し交通の利便性が良く、実家にも近く農業の手伝いをしながら親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、敷地の面積が500平方メートルを超えておりますが、残る農地が耕作し難い狭小農地となるため過少残地扱いとするもので、土地利用率についても30パーセント以上であることから問題ないと考えます。

17番も、現在、借家住まいで子の成長に伴い手狭となったことから、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案、所有権33件、賃借権9件、使用貸借17件、計59件について御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。――御発言が無いようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定

による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**三好主任主事** 議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について御説明申しあげます。

議案書19ページをお開きください。

1番は、土地整形を行うため、平成19年12月5日付けで所有権移転の許可を受けていましたが、移転登記が未了で、この度、隣接する分譲住宅の敷地拡張用地として転用申請することとなり許可の取消願が提出されたものです。農地法第5条許可後の事業計画変更申請2番と5条許可申請所有権6番に関連しています。

以上、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。――御発言が無いようでありますので、議案第8号については受理することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第8号については受理することに決定いたしました。

次に、議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**三好主任主事** 議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、まず、所有権移転について御説明申しあげます。

議案書20ページをお開きください。

1番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件も全て満たしています。

なお、2番以下の案件については、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2番は、譲渡人が労力不足であることから、新規営農を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。下限面積については、農地法第3条第1項の規定による許可申請使用貸借4番が同時に提出されており、要件は満たします。なお、譲受人は高松市勅使町に住んでおり夫婦で就農するものです。

3番・4番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

5番も、譲渡人が高齢により経営を縮小することから、規模拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

6番も、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

7番は、譲渡人が労力不足であることから、新規営農を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。下限面積については、農地法第3条第1項の規定による許可申請使用貸借2番が同時に提出されており、要件は満たします。

8番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

9番も、譲渡人が高齢により経営を縮小することから、規模拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は柿を栽培するものです。

10番は、譲渡人が高齢により経営を縮小することから、新規営農を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は大根、白菜を栽培するものです。下限面積については、農地法第3条第1項の規定による許可申請使用貸借5番が同時に提出されており、要件は満たします。

11番も、譲渡人が高齢により経営を縮小することから、新規営農を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜・果樹を栽培するものです。下限面積については、農地法第3条第1項の規定による許可申請賃借権2番が同時に提出されており、要件は満たします。

12番は、譲渡人が高齢により経営を縮小することから、規模拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は柿・ピワを栽培するものです。農地法第18条第6項の規定による通知8番に関連しています。下限面積については、同法第3条第1項の規定による許可申請賃借権1番が同時に提出されており、要件は満たします。

議案書21ページをお開きください。

13番は、譲渡人が労力不足であることから、新規営農を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後はイチジク・ミカンを栽培するものです。

14番は、譲渡人が高齢により経営を縮小することから、規模拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は果樹を栽培するものです。

15番も、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後はミカンを栽培するものです。

16番も、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

次に、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、賃借権について御説明申しあげます。

議案書22ページをお開きください。

1番は、経営規模の拡大を希望する借人が3年間借り受けて野菜、ピワを栽培するものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権12番に関連しています。

2番は、新規営農を希望する借人が3年間借り受けて野菜、果樹を栽培するものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権11番に関連しています。

次に、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、使用貸借について御説明申しあげます。

議案書23ページをお開きください。

1番は、隣接農地を非農家の自己住宅用地に転用するのに伴い、申請地の一部に排水管を埋設するため10年間借り受けるものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請使用貸借5番に関連しています。

2番は、新規営農を希望する借人が3年間借り受けて水稻を作付けするものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権7番に関連しています。

3番は、隣接農地を分家住宅用地に転用するのに伴い、申請地の一部に排水管を埋設するため20年間借り受けるものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請使用貸借13番に関連しています。

4番は、新規営農を希望する借人が5年間借り受けて水稻を作付けするものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権2番に関連しています。

5番も、新規営農を希望する借人が3年間借り受けて大根、白菜、カブ、キュウリを栽培するものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権10番に関連しています。

以上、議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権移転16件、賃借権2件、使用貸借5件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

次に、議案第10号 競売買受適格証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**三好主任主事** 議案第10号 競売買受適格証明願について御説明申しあげます。



議案書24ページをお開きください。

1番は、耕作目的で高松地方裁判所の競売に入札するため令和元年6月14日付けで申請されたものです。

農地法第3条第1項の許可に係る審査基準に基づき審査した結果、問題は有りませんでした。

なお、入札期間が令和元年7月5日から同月12日までと期日が差し迫っておりましたため会長専決により、7月1日付けで適格証明書を交付しました。

なお、適格証明相当の御判断をいただきました場合は、今後の事務処理の迅速化を図るため、適格証明書の交付を受けた者が最高価買受人又は次順位買受人となって農地法第3条第1項の許可申請が提出され、その許可が急がれるときは、定例総会開催日の関係上、当該競売買受適格証明書の交付時と事情が異なっている場合を除き、会長専決により許可をしても良い旨の御議決も併せて御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上、議案第10号 競売買受適格証明願について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。――御発言が無いようでありますので、議案第10号の会長専決処分を承認すること。また、この後、農地法第3条第1項の許可が次回開催の定例総会開催前に必要で、適格証明時と内容に変更の無い場合には、会長専決処分により農地法第3条第1項の許可をしても良い旨の議決を併せて行うことに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第10号については承認すること。また、必要により会長専決処分により許可することに決定いたしました。

次に、議案第11号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**河合主任技師** 議案第11号 非農地証明願について御説明申し上げます。

議案書25ページをお開きください。

1番・4番は、平成10年ごろ、3番は、平成9年ごろ、5番は、平成元年ごろ、6番は、平成7年ごろから、それぞれ20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、非農地証明事務処理要領「耕作不相当等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

2番は、昭和46年10月から申請者所有農地の農業用水路として利用しているもので、また、7番は、平成4年ごろから耕作はされておらず、池の堤内にある水路管理道とし

て利用しているもので、非農地証明事務処理要領「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設（農道、水路等）の用に供する場合」に該当するものです。

以上、議案第11号 非農地証明願について7件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第11号 非農地証明願については非農地相当として証明することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第11号 非農地証明願については非農地相当として証明することに決定いたしました。

次に、議案第12号 みどり豊かであうおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**河合主任技師** 議案第12号 みどり豊かであうおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見について御説明申しあげます。

資料1の2ページを御覧ください。令和元年6月19日付けで高松市長から開発計画に対する意見照会がありました。

これは、3ページのとおり、同日付けで協議者から香川県知事宛に土地開発行為変更協議書が提出されたことによるもので、開発行為を行う土地の所在は高松市庵治町字松尾に在る山林及び道路5.1013ヘクタールです。

4ページに位置図、5ページ以降には現況平面図、土地利用計画図を付しています。

1ページを御覧ください。

土地開発行為の目的は、土石の採取及び建設残土埋め立て後、山林に復旧するもので、変更内容は、土石の採取及び建設残土埋め立て計画の変更、また、開発行為の完了日を令和元年7月3日から令和4年7月3日に変更するものです。

6月25日に庵治地区担当農業委員と地区担当で現地を確認し、地区部会で協議したところ、開発行為期間が延長されても農地への直接の影響はないとの判断をいただきました。そこで、高松市長へは資料1ページ下段の案のとおり、「土石の採取計画及び建設残土埋立計画の変更、並びに本開発行為の期間延長に当たっては、開発区域の下流域に在る農地、農業施設及び農作物に影響を及ぼさないよう万全を期すこと」と回答したいと考えております。

以上、議案第12号 みどり豊かであうおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願い

いたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第12号については原案のとおり意見決定し回答することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第12号は原案のとおり意見決定し回答することにいたしました。

次に、議案第13号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**河合主任技師** 議案第13号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見について御説明申しあげます。

資料2の2ページを御覧ください。令和元年6月20日付けで高松市長から採石法に基づく採取計画認可申請に対する意見照会があり、これは4ページのとおり同月19日付けで庵治地区での事業について、採石事業者から香川県知事宛に採石法に基づく採取計画認可申請書が提出されたことによるものです。

8ページ以降には、位置図、現況図、利用計画図を付しています。

概要をまとめておりますので、1ページを御覧ください。

申請者及び採取場は、議案第12号の資料1で御説明しました事案と同一であり、現地調査も土地開発行為変更協議に係る調査と併せて実施しております。

庵治地区担当農業委員及び地区部会で協議した結果、採取場区域の下流域には農地があり、高松市長へは「採取に当たっては、採取場の下流域にある農地、農業施設及び農作物に影響を及ぼさないよう万全を期すこと」との意見を付して回答したいと考えております。

以上、議案第13号 採石法33条の6の規定による採取計画の認可申請に対する意見について1件、御審議をいただきますよう、よろしく願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第13号については原案のとおり意見決定し回答することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第13号は原案のとおり意見決定し回答することにいたしました。

続きまして、報告案件に移ります。

報告1 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について事務局の報告及び

説明を求めます。

**多田農地係長** 報告1 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について御報告申しあげます。

資料3を御覧ください。

令和元年6月6日から7月9日分までであります。

まず、許可件数ですが、5月以前の議決分といたしまして4条が0件、5条が19件、6月議決分といたしまして4条が17件、5条が28件、合計で4条が17件、5条が47件です。

許可保留件数につきましては、5月以前の議決分といたしまして4条が0件、5条が9件、6月議決分といたしまして4条が1件、5条が17件、合計で4条が1件、5条が26件です。

取下につきましては、5条の6月分で1件ありました。

次に、許可保留及び取下の内容について御説明申しあげます。

1 ページを御覧ください。

6月議決分の4条関係で、11番が開発許可未了により許可保留となっております。

2 ページを御覧ください。

3月議決分の5条関係で25番・34番が開発許可及び直近事業造成工事未了により許可保留となっております。下段の4月議決分の31番・36番及び次の3ページの39番が開発許可未了により許可保留となっております。また、5月議決分の12番・22番・23番・28番が開発許可未了により許可保留となっております。

4 ページを御覧ください。

6月議決分の5条関係で、4番・5番・9番から11番までが開発許可未了により許可保留となっております。12番が直近事業造成工事未了により許可保留となっております。さらに、13番・14番・17番・18番が開発許可未了により許可保留となっております。

5 ページを御覧ください。

19番・21番・23番・25番、賃借権の1番が開発許可未了により許可保留となっております。また、賃借権の3番が先ほど議案の中で説明のあった理由で6月20日付けで取下げられました。さらに、使用貸借の1番が開発許可未了により、また、次の6ページの7番が法定外公共物の用途廃止協議中で現在、許可保留となっております。

以上で許可状況の報告を終了します。

**議 長** ただ今の報告及び説明に対して御質問等は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、次に、報告2 農業相談会の開催及び令和元年度農地の利用状況調査について事務局の報告及び説明を求めます。

**浮田農政管理係長** 報告2 農業相談会の開催及び令和元年度農地の利用状況調査に

ついて、御説明申しあげます。

資料4の1を御覧ください。

8月の農業相談会の日程表でございます。

委員の皆様には、予め郵便で御案内させていただいておりますが、再度、開催日時と場所の御確認いただき、相談会当日はお忙しいところ恐縮ですが、御出席いただきますようお願いいたします。

なお、19日の午後の牟礼・庵治地区につきまして、今回は牟礼総合センターの会議室ではなく、同じ建物ですが牟礼コミュニティセンターの会議室での開催となっておりますので御注意ください。

続きまして、資料4の2を御覧ください。

農地の利用状況調査について、今年も昨年と同様に、農業委員会と高松市及び高松市地域農業再生協議会の地域組織である水田部会と共同で実施します。

お忙しいところ、また、暑い中御負担をおかけしますが、よろしくをお願いいたします。

現地調査の時期につきましては、8月1日から10月31日までの間を想定していますが、実際の調査時期や調査の進め方等につきましては、それぞれの水田部会によって実施方法が異なっておりますので、それぞれの水田部会に関係者との調整をお願いしています。

荒廃農地の定義と判断基準及び調査地図の見方や書き方につきましては、資料の2枚目、3枚目にあるとおりです。考え方は昨年までと全く変わっておりませんので、ここでの説明は省略させていただきます。

なお、調査終了後は調査結果を描き込んだ地図と合わせて、この資料の最後に付けております「農地パトロール調査票」を事務局へ提出していただきますようお願いいたします。

報告2については、以上でございます。

**議 長** ただ今の報告及び説明に対して御質問、御意見は有りませんか。――御発言が無いようでありますので、以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

これで令和元年度第4回高松市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後4時5分 閉会

会 長

議事録署名委員

委 員

委 員